

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（船舶）特約書</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 10 月 4 日 02 - 制度 - 00048 沿革（略） <u>平成 28 年 3 月 9 日 一部改正</u></p> <p>以下「組合」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（船舶）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（船舶）特約書</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 10 月 4 日 02 - 制度 - 00048 沿革（略）</p> <p>以下「組合」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（船舶）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>第 1 条～第 3 条（略）</p>	<p>第 1 条～第 3 条（略）</p>	
<p>（てん補範囲等）</p> <p>第 4 条 日本貿易保険は、第 1 条の規定により保険の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第 3 に掲げる対象契約については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2 日本貿易保険は、前項に基づく保険契約の締結から損失発生までのいずれかの時点において、対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 4 条第 11 号から第 14 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。<u>ただし、当該損失についてのてん補を輸出者等が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合はこの限りではない。</u></p> <p>一～四（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 第 3 項第 1 号及び前 2 項の規定にかかわらず、代金等の決済が</p>	<p>（てん補範囲等）</p> <p>第 4 条 日本貿易保険は、第 1 条の規定により保険の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第 3 に掲げる対象契約については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2 日本貿易保険は、前項に基づく保険契約の締結から損失発生までのいずれかの時点において、対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 4 条第 11 号から第 14 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 第 3 項第 1 号及び前 2 項の規定にかかわらず、代金等の決済が</p>	

新	旧	備考
<p>起算点後2年未満に行われる対象契約であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該各号に規定する損失についてのてん補を輸出者等が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合に限りてん補する責めに任ずる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上名簿区分Pであり、当該対象契約の契約金額が<u>10</u>億円以上である場合（契約金額が500億円以下であるものについてILCにより代金等が決済される場合を除く。）約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失</p>	<p>起算点後2年未満に行われる対象契約であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該各号に規定する損失についてのてん補を輸出者等が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合に限りてん補する責めに任ずる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上名簿区分Pであり、当該対象契約の契約金額が<u>25</u>億円以上である場合（契約金額が500億円以下であるものについてILCにより代金等が決済される場合を除く。）約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失</p>	
<p>（保険価額及び保険金額）</p> <p>第5条 保険価額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、次に掲げる割合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 前条第6項各号に係るもの（同項第2号ロに係るものにあつては、対象契約の契約金額が<u>10</u>億円未満のものを除く。）100分の90を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率</p> <p>ハ～ニ (略)</p>	<p>（保険価額及び保険金額）</p> <p>第5条 保険価額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、次に掲げる割合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 前条第6項各号に係るもの（同項第2号ロに係るものにあつては、対象契約の契約金額が<u>25</u>億円未満のものを除く。）100分の90を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率</p> <p>ハ～ニ (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(対象契約の内容の変更等)</p> <p>第6条 1～3 (略)</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定に基づく輸出者等の日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要するものうち、別に定める規定に基づき日本貿易保険が承認したものについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、同各項の規定は適用しないものとする。</u></p>	<p>(対象契約の内容の変更等)</p> <p>第6条 1～3 (略)</p>	
<p>第7条～第11条 (略)</p>	<p>第7条～第11条 (略)</p>	
<p>(保険契約の訂正等)</p> <p>第12条 <u>組合が保険契約の訂正を行った場合であっても、当該訂正の申請日以前に発生していた事由（約款第4条第14号の事由にあっては、履行遅滞の発生をいい、3月以上の期間の経過を要しない。）により生じた損失のうち、訂正事項に基づいて生じた損失については、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u></p>		
<p>(特約書の終了)</p> <p>第13条 輸出者等について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第1条第1項に規定する特約期間にかかわらず、当該輸出者等を当事者とする対象契約に係る部分について、この特約書は失効する。</p> <p>2 前項の規定による失効は、将来に向かってのみその効力を生ずる。</p>	<p>(特約書の終了)</p> <p>第12条 輸出者等について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第1条第1項に規定する特約期間にかかわらず、当該輸出者等を当事者とする対象契約に係る部分について、この特約書は失効する。</p> <p>2 前項の規定による失効は、将来に向かってのみその効力を生ずる。</p>	
<p>(特約書又は約款の改正)</p> <p>第14条 第1条に規定する期間中に貿易保険法(昭和25年法律第67号)又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約書又は約款を改正するものとする。</p>	<p>(特約書又は約款の改正)</p> <p>第13条 第1条に規定する期間中に貿易保険法(昭和25年法律第67号)又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約書又は約款を改正するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>（（特約書又は約款の改定の申込み等））</p> <p>第 15 条 第 1 条に規定する期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は約款の改定を申込みすることができる。</p> <p>2 日本貿易保険は、組合が前項の申込みに応じないときは、この特約書を解除することができる。</p>	<p>（（特約書又は約款の改定の申込み等））</p> <p>第 14 条 第 1 条に規定する期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は約款の改定を申込みすることができる。</p> <p>2 日本貿易保険は、組合が前項の申込みに応じないときは、この特約書を解除することができる。</p>	
<p>（外貨建特約書が付された場合の保険料の額）</p> <p>第 16 条 組合と日本貿易保険との間で締結する保険契約について外貨建特約書が付された場合の保険料の額は、当該特約書の対象となる部分につき、第 7 条及び第 9 条の規定にかかわらず、組合及び日本貿易保険は外貨建特約書の定めるところに従うものとする。</p>	<p>（外貨建特約書が付された場合の保険料の額）</p> <p>第 15 条 組合と日本貿易保険との間で締結する保険契約について外貨建特約書が付された場合の保険料の額は、当該特約書の対象となる部分につき、第 7 条及び第 9 条の規定にかかわらず、組合及び日本貿易保険は外貨建特約書の定めるところに従うものとする。</p>	
<p>（（他の手続事項））</p> <p>第 17 条 この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は日本貿易保険が定める。</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。</p> <p>年 月 日</p> <p>輸出組合理事長名 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成28年4月1日から実施する。</p>	<p>（他の手続事項）</p> <p>第 16 条 この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は日本貿易保険が定める。</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。</p> <p>年 月 日</p> <p>輸出組合理事長名 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p>	

新	旧	備考
附帯別表第 1 ～附帯別表第 6 （略）	附帯別表第 1 ～附帯別表第 6 （略）	